

第 I 編 復興計画の考え方（案）

第 1 章 復興計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

◆復旧にとどまらない復興へ

震災後、緊急に対応するために各種の災害復旧事業が導入されているが、それぞれの復旧事業は個別に完結するのではなく、相互に関連づけられ、今後の栄村の方向性の中に、きちんと位置付けられることが必要である。

また、震災直後の「復旧」の段階から、今後は中山間地域の抱える課題も解決し、発展させる「復興」の段階になってきている。

そこで、「復旧」ととどまらず、「復興」に向けて、栄村が震災をのりこえて、明るい将来像を見出せる総合的な復興計画が必要である。

◆計画の性格

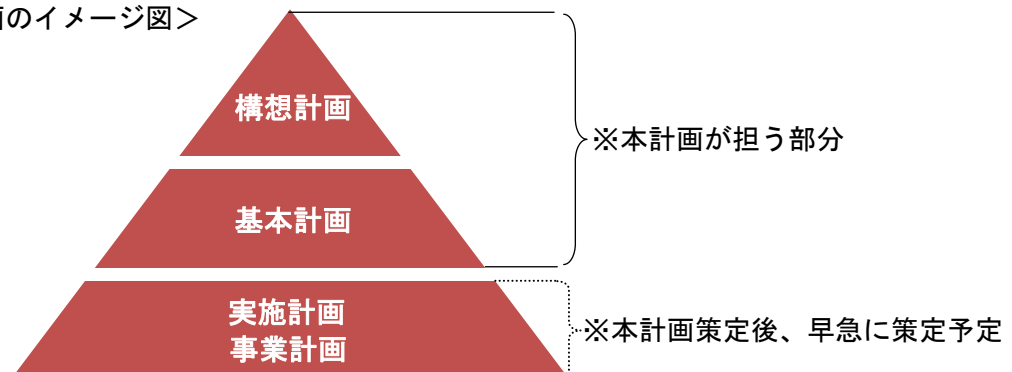
震災の復旧・復興においては、緊急性、時間的対応性などが求められる。

また、短期の「復旧」から中・長期の「復興」へとそれぞれの時期に応じた対応、さらに被害状況の違い（被害箇所の地域的偏り、内容の違いなど）への対応が求められることから、復興計画では、これまでの中山間地域の抱える課題に加え、震災により生じた新たな課題も解決されなければならない。

◆計画の役割

- 復旧・復興に当たっての基本的な方向性を示す計画
- 住民（集落）、関係団体、NPO、企業等の栄村の全ての活動主体が一丸となって取り組むべき指針となる計画
- 復興に関わる事業、関連する事業等の項目を掘り起こし、明らかにする計画

<本計画のイメージ図>



3 計画の期間

◆計画期間

平成24年度から28年度までの5年間とする。

◆総合振興計画との関係

栄村では平成22年度から31年度までを期間とする「総合振興計画」を策定し、様々な課題に取り組んできましたが、今回の震災により総合振興計画をそのまま遂行することが困難になってきたことから、現時点では、本計画を現在の総合振興計画の上位計画として機能させ、本計画が終了した段階で、総合振興計画を見直し「新たな総合振興計画」を策定して、引き継ぐものとする。

年度 項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
栄村の復興	復旧期			復興期					発展期	
復興計画	H24~H28									
総合振興計画	現在の総合振興計画 (H22~H31)						新たな総合振興計画			

- 復旧期（平成23～25年度）：各種災害復旧事業の期間
 - 復興期（平成24～28年度）：本格復興の期間（復興計画期間）
 - 発展期（平成28～31年度）：新たな総合振興計画へと引き継ぐ
- なお、復興計画の事業が重なる平成24～25年度の復旧事業は復興計画の中に位置付ける。

4 計画の体系

